

藤沢市下水道条例の一部改正について
藤沢市下水道条例の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市下水道条例の一部を改正する条例

藤沢市下水道条例（昭和36年藤沢市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「排水設備の工事に関し知識及び技術を有する者としての市長の登録を受けた者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として」を「第8条第3項の規定により」に改める。

第7条第1号を次のように改める。

- (1)営業所ごとに、第18条第3項の規定により登録を受けた責任技術者（以下「責任技術者」という。）のうちから1人以上選任すること。ただし、神奈川県内の区域内に所在する他の営業所で選任されている責任技術者を兼任させることを妨げない。

第12条第5号及び第13条第5号中「専属の」を「選任した」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、下水道の排水設備の新設等の設計及び工事の施工を行うことができる者として工事店が選任する責任技術者について、営業所ごとに常駐・専任する要件を見直し、神奈川県内の区域内に所在する営業所での兼任を認めることとするため、所要の改正をする必要による。